外国税額控除額
農地等納税猶予税額 の 計 算 書

被相続人	

第8表（平成26年分以降用）

1　外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税			③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ (⑤の金額 / 取得財産の価額)の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額						
		・・			円	円		円	円
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							

（注）1　⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2　⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3　各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑰」欄に転記します。

2　農地等納税猶予税額

（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額（第3表の各農業相続人の⑫の金額）	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤×①/第3表の各農業相続人の⑬の金額)	②			
納税猶予税額の計算 上の税額控除額の計 税額控除額の計（第1表の各農業相続人の(⑱＋⑳)の金額）	③			
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤×④/第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤			
(③－(④＋⑤))の金額（赤字のときは0）	⑥			
農地等納税猶予税額 (①＋②－⑥)（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00

（注）各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の①又は⑥欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。